

令和 7 年 川 辺 町 議 会 第 3 回 定 例 会

令和 7 年 9 月 9 日（火曜日）午前 9 時開会

議事日程（第 1 号）

- | | |
|------------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 5 | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 議会運営委員会・常任委員会正副委員長互選結果の報告 |
| 日程第 7（報告第 4 号） | 令和 6 年度決算に係る健全化判断比率について |
| 日程第 8（報告第 5 号） | 令和 6 年度決算に係る資金不足比率について |
| 日程第 9（承認第 4 号） | 専決処分について承認を求める件《令和 7 年度川辺町一般会計補正予算（専決第 1 号）》 |
| 日程第 10（同意第 1 号） | 川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件 |
| 日程第 11（議案第 30 号） | 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第 12（議案第 31 号） | 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について |
| 日程第 13（議案第 32 号） | 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第 14（議案第 33 号） | 川辺町副町長定数条例の制定 |
| 日程第 15（議案第 34 号） | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第 16（議案第 35 号） | 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第 17（議案第 36 号） | 川辺町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 18（議案第 37 号） | 川辺町水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 19（議案第 38 号） | 川辺町下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 20（議案第 39 号） | 川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 21（議案第 40 号） | 令和 7 年度川辺町一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 22（議案第 41 号） | 令和 7 年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 23（議案第 42 号） | 令和 7 年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 |

号)

日程第 2 4 (議案第 4 3 号)	令和 7 年度川辺町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 2 5 (議案第 4 4 号)	令和 7 年度川辺町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第 2 6 (議案第 4 5 号)	令和 7 年度川辺町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第 2 7 (認定第 1 号)	令和 6 年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 8 (認定第 2 号)	令和 6 年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 9 (認定第 3 号)	令和 6 年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 0 (認定第 4 号)	令和 6 年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 1 (認定第 5 号)	令和 6 年度川辺町水道事業会計決算認定について
日程第 3 2 (認定第 6 号)	令和 6 年度川辺町下水道事業会計決算認定について
追加日程第 1	議長の辞職許可について
追加日程第 2	議長の選挙
追加日程第 3	副議長の辞職許可について
追加日程第 4	副議長の選挙

本日の議会に付した案件 議事日程のとおり

出席議員 (9 名) (欠席者なし)

議 長	櫻井 芳男	副議長	市原 敬夫	1 番	井戸 三兼
2 番	平岡 正男	3 番	奥田 哲也	4 番	桜井 真茂
5 番	佐伯 雄幸	6 番	巖 敬一郎	8 番	石原 利春

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

町 長	木下 宙	教 育 長	白村 茂
参 事	重本 佳明	参事兼上下水道課長	渡辺 英樹
総務課長	鈴木 秀樹	会計管理者兼会計室長	林 正和
企画課長	平岡 善伸	税務課長	渡辺 保彦
住民課長	田口 将隆	健康福祉課長	井戸 陽子
産業環境課長	井戸 績	基盤整備課長	西田 吉文
教育支援課長	渡邊 明弘	生涯学習課長	佐伯 毅彦

事務局職員出席者 議会事務局長 横田 博生

(開会 午前 9 時 0 0 分)

◎議長（櫻井芳男君） 皆さんおはようございます。

令和7年川辺町議会第3回定例会が招集され、御案内を申し上げましたところ、本日の出席議員は9名です。定足数に達していますので、ただいまから、令和7年川辺町議会第3回定例会を開会いたします。

はじめに、注意事項を申し上げます。衛生管理上、自席で発言される場合は、着座にて行ってください。また、議場内換気のため、必要に応じて適宜休憩を設けますので、皆様の御協力をお願いいたします。

なお、タブレットの操作補助のため、事務局山本主査に議場内でお手伝いをさせていただきますのでご了解ください。

町長に御挨拶を頂きます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 本日ここに、令和7年川辺町議会第3回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆さま方には、公私にわたり何かとお忙しい中、早朝よりご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日々、町政の推進に格別なるご理解とご協力、ご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年の夏は記録的な猛暑が続き、とりわけ猛暑の中、登下校する子どもたちの健康と安全を守るための対策が必要となりました。そうした中、私の選挙公約の一つでもありました「子どもの送迎事業」を実施しております。実施にあたりましては、議員の皆さまのご協力により、議長車も活用させていただいており、この場をお借りし、改めて議員の皆さまのご理解とご支援に深く感謝申し上げます。町と議会が一体となって取り組むことの大切さを、改めて実感する機会となりました。今後も引き続き、こうした連携を大切にしながら、住民の皆様に安心して暮らしていただける町づくりを進めてまいりたいと存じます。

また、例年8月に開催していた川辺おどり・花火大会については、熱中症対策のため、本年は9月6日土曜日に開催いたしました。時期の変更に対する様々な不安に加え、台風による大雨の影響も心配されましたが、関係者の皆さまの多大なご尽力により対応することができました。当日は天候にも恵まれ、町内外から多くの皆様にご来場いただき、夏の終わりを彩る催しとして盛況のうちに終了いたしました。議員の皆さまをはじめ、商工会の皆さま、運営スタッフの皆さま、会場近隣の町民の皆さまにご理解とご協力をいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

さて、本定例会にご提案いたしております議案は、報告案件2件、承認案件1件、人事案件1件、条例案件7件、予算案件6件、認定案件6件、その他案件3件の計26案件でございます。どうか慎重にご審議賜り、格別のご理解によりご決定賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

◎議長（櫻井芳男君） それでは、本日の会議を開きます。本会議の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番号2番 平岡正男君及び3番 奥田哲也君の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る9月2日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から9月19日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間に決定いたしました。

日程第3「諸般の報告」を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配布のとおり「令和7年6月25日 川監第7号」、「令和7年7月24日 川監第9号」、「令和7年8月25日 川監第16号」の例月出納検査の結果報告がありました。報告書類の原本は、議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、お手元の資料のとおり「令和7年8月25日 川教第229号」の令和6年度「川辺町教育委員会点検評価報告書」の提出がありました。報告書類の原本は議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。これで諸般の報告を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。議員の皆さん、執行部の皆さんはそのままお待ちください。なお、市原副議長におかれましては、正副議長室にお越しください。

(休憩 9:18～9:22)

◎副議長(市原敬夫君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議長、櫻井芳男君から議長の辞職願が提出されましたので、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

お諮りします。「議長の辞職許可について」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎副議長(市原敬夫君) 異議なしと認めます。したがって「議長の辞職許可について」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることを決定しました。追加日程を配布します。

(追加日程配布)

◎副議長(市原敬夫君) 追加日程第1「議長の辞職許可について」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、櫻井芳男君の退場を求めます。

(櫻井芳男君 退場)

◎副議長(市原敬夫君) 事務局長に辞職願を朗読させます。

◎事務局長(横田博生君) 辞職願を朗読させていただきます。令和7年9月9日 川辺町議会副議長 市原敬夫様。川辺町議会議長 櫻井芳男。辞職願。この度、都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

◎副議長(市原敬夫君) お諮りします。櫻井芳男君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎副議長（市原敬夫君） 異議なしと認めます。したがって、櫻井芳男君の議長の辞職を許可することに決定しました。櫻井芳男君の入場をお願いいたします。

（櫻井芳男君 入場）

◎副議長（市原敬夫君） 櫻井芳男君に告知いたします。ただいま、議長の辞職を許可することを決定いたしました。ここで櫻井芳男君から御挨拶がございます。登壇してお願いします。

◎9番（櫻井芳男君） 皆様も御存じの「和を以て貴しとなす」。このような気持ちで1年間議長を務めさせていただきました。議員の皆さん、そして事務局のお2人、そして、執行部の皆さんに御協力を頂きまして、1年間全うすることができました。ありがとうございました。

次の議長、引き継いでいただきたい。その思いがありますので、「和を以て貴しとなす」というのは当たり前のことかもしれませんが、よろしくお願いしたいと思います。改めて、ありがとうございました。

（拍手）

◎副議長（市原敬夫君） 大変御苦労様でした。本日まで円滑な議会運営に努めてこられた櫻井芳男議長の御功績と御苦労に対しまして、議員を代表し深甚なる敬意と謝意を表します。簡単ではありますがお礼の言葉とさせていただきます。

議長が欠けました。お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎副議長（市原敬夫君） 異議なしと認めます。したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。追加日程を配布します。

（追加日程配布）

◎副議長（市原敬夫君） 追加日程第2「議長の選挙」を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場の閉鎖）

◎副議長（市原敬夫君） ただ今の出席議員数は9名です。次に立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号8番 石原利春君及び議席番号9番 櫻井芳男君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

◎副議長（市原敬夫君） 投票用紙の配布漏れは、ございませんか。

（「なし」の声）

◎副議長（市原敬夫君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

◎副議長（市原敬夫君） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。議席番号1番議員から順番に投票をお願いいたします。

（投票）

◎副議長（市原敬夫君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声)

◎副議長(市原敬夫君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。石原利春君、櫻井芳男君は開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

◎副議長(市原敬夫君) 選挙の結果を報告いたします。投票総数9票、有効投票8票、無効1票、白票でございます。有効投票のうち、櫻井真茂君4票、佐伯雄幸君4票。法定得票数は2.0でございます。

以上のとおり、同数の場合になりましたので、くじになりなりますので、よろしくお願いをいたします。

地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することとなっておりますので、櫻井真茂君、佐伯雄幸君が議場におられますので、くじを引いていただきたいと思います。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるためのものです。2回目は、この順番によって、くじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは、くじ棒で行います。

議席番号4番 櫻井真茂君、5番 佐伯雄幸君。議長席の横までお越しください。

議席番号8番 石原利春君及び9番 櫻井芳男君は、くじの立ち合いをお願いしておりますので、同じく議長席の横までお願いいたします。

(該当議員が議長席の横へ来る)

◎副議長(市原敬夫君) それではまず、くじを引く順番を決めるくじをお願いいたします。

(くじを引く)

◎副議長(市原敬夫君) 初めに、櫻井真茂君、次に佐伯雄幸君となります。お願いいたします。

それでは、ただいまから順番によりまして、当選人を決定するくじを行います。なお、1番のくじを引いた方が当選人となります。お願いします。

(くじを引く)

◎副議長(市原敬夫君) お疲れ様でした。ありがとうございました。

(該当議員が自席へ戻る)

◎副議長(市原敬夫君) くじの結果を報告いたします。くじの結果、佐伯雄幸君が当選人となりました。議場の出入り口を開きます。

(議場の解錠)

◎副議長(市原敬夫君) ただ今、議長に当選されました佐伯雄幸君が議場におられます。会議規則第32条の規定によって当選の告知をします。当選人、佐伯雄幸君の発言を求めます。登壇してお願いします。

◎5番(佐伯雄幸君) 私は、本議会で、幾多の苦い経験を皆様にさせていただきました。が、今ここに、皆様の選任によって、議長職というものを与えられました。それにより、私、川辺町議会は恥のないように、私、代表者として頑張っていきますので、ひとつ、皆様の御協力、御指導、そして御鞭撻、よろしくお願いいたしますが、やはり我々は、川辺

町の、これからの未来を担っていくべきものでございますので、どうか皆さん、ひとつ、よろしくお願いいたします。終わります。

(拍手)

◎副議長（市原敬夫君） 御苦労様です。よろしくお願いいたします。

これで私は降壇させていただきます。御協力ありがとうございました。

ここで、暫時休憩といたします。議員の皆さん、執行部の皆様はそのままお待ち下さい。
なお、佐伯議長におかれましては、正副議長室にお越しください。

(休憩 9:42～9:47)

◎議長（佐伯雄幸君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、ただいまから、議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。議事運営をはじめ、諸事万端に渡り格別の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

休憩中に、副議長 市原敬夫君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。「副議長の辞職許可について」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、「副議長の辞職許可について」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。追加日程を配布いたします。

(追加日程配布)

◎議長（佐伯雄幸君） 地方自治法第117条の規定により、市原敬夫君の退場を求めます。

(市原敬夫君 退場)

◎議長（佐伯雄幸君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

◎事務局長（横田博生君） 辞書願を朗読させていただきます。令和7年9月9日 川辺町議会議長様。川辺町議会副議長 市原敬夫。辞職願。このたび、都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

◎議長（佐伯雄幸君） お諮りします。市原敬夫君の副議長の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、市原敬夫君の副議長の辞職を許可することに決定しました。市原敬夫君の入場をお願いいたします。

(市原敬夫君 入場)

◎議長（佐伯雄幸君） 市原敬夫君に告知いたします。ただいま、副議長の辞職を許可することに決定いたしました。ここで、市原敬夫君から御挨拶を、登壇してお願いいたします。

◎副議長（市原敬夫君） 1年間ありがとうございました。櫻井議長のもと、円滑な議会運営に努めてまいりましたが、皆様の御協力によりまして大過なく過ごすことができました。

これからも、町民の皆様の幸せと、ふるさと川辺の発展に尽力してまいることをお誓いし、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（佐伯雄幸君） 御苦労様でした。

ただ今、副議長が欠員となりました。お諮りします。「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

（追加日程配布）

◎議長（佐伯雄幸君） 追加日程第4「副議長の選挙」を行います。選挙は投票でございます。議場の出入り口を閉じます。

（議場の施錠）

◎議員（佐伯雄幸君） ただ今の出席議員数は9名です。次に立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号1番 井戸三兼君及び2番 平岡正男君を指名いたします。投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。よろしくお願いします。

（投票用紙を配布）

◎議長（佐伯雄幸君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

◎議長（佐伯雄幸君） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。議席番号1番議員から順に投票お願いいたします。

（投票）

◎議長（佐伯雄幸君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 投票漏れなしと認めます。それでは投票を終わります。開票を行います。井戸三兼君、平岡正男君は、開票の立会人を頼んでおりますので、議長前へ御参集ください。

（開票）

◎議長（佐伯雄幸君） 選挙の報告をいたします。投票総数9票、有効投票7票、無効投票2票。有効投票のうち石原君 4票、櫻井芳男君 1票、平岡正男君 1票、奥田哲也君 1票。この選挙の法定得票数は175です。したがって、石原君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開いてください。

（議場の解錠）

◎議長（佐伯雄幸君） ただいま、副議長に当選されました石原君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。当選人、石原君の発言を求めます。登壇してお願いいたします。

◎副議長（石原利春君） ただいま、投票の結果、副議長になりました、石原利春と申します。

議長を支え、川辺町の発展のために頑張っていきたいと思いますので、皆様の協力よろしくお願いいたします。

（拍手）

◎議長（佐伯雄幸君） お願いします。

ここで休憩に入りたいと思います。10時20分を再開とし、休憩といたします。

（休憩 9：55～10：20）

◎議長（佐伯雄幸君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定によって、議席番号2番 平岡正男君、6番 巖敬一郎君、7番 市原敬夫君、9番 櫻井芳男君を指名いたします。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を議会運営委員会委員に選任することを決定いたしました。

日程第5「常任委員会委員の選任について」を議題といたします。常任委員会については、総務委員会の1委員会となっており、全議員が総務委員会の委員となります。お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定によって、議席番号1番 井戸三兼君から9番 櫻井芳男君までの全員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方を常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会、常任委員会委員の選任によって議会報編集委員会の委員に異動がせいじておりますので、議会報編集委員を改めて指名いたします。議会報編集委員会の委員については、委員会条例第7条の規定を準用し、議席番号2番 平岡正男君、3番 奥田哲也君、6番 巖敬一郎君を指名します。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を、議会報編集委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎4番（桜井真茂君） 議長、動議。

◎議長（佐伯雄幸君） 桜井議員、どうぞ。

◎4番(桜井真茂君) ただいま議長が言われました、「常任委員会、議会運営委員会で、ずれが生じておるため」の、「生じて」を「せいじて」と言われましたので、議事録を精査の上、議事録を訂正していただくようお願い申し上げます。

◎議長(佐伯雄幸君) わかりました。議事録を精査した上、訂正いたします。

◎4番(桜井真茂君) はい。

◎議長(佐伯雄幸君) 日程第6 議会運営委員会、常任委員会正副委員長互選結果の報告を議題といたします。

休憩中に、議会運営委員会、常任委員会から、各委員会において選出された正副委員長の氏名が届いておりますので報告いたします。併せて、議会報編集委員会の正副委員長の報告もいたします。

互選結果の報告書を配布しますので、しばらくお待ちください。

(結果の配布)

◎議長(佐伯雄幸君) お手元に配布しましたとおり、議会運営委員会の委員長には、議席番号2番 平岡正男君。副委員長には、議席番号6番 巖敬一郎君。

常任委員会の委員長には、議席番号9番 櫻井芳男君。副委員長には、議席番号3番 奥田哲也君。

議会報編集委員会の委員長には、議席番号3番 奥田哲也君。副委員長には、議席番号6番 巖敬一郎君。以上のとおり決定しましたので、よろしくお願いいたします。

日程第7 報告第4号「令和6年度決算に係る健全化判断比率について」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長 鈴木秀樹君。

◎総務課長(鈴木秀樹君) 報告第4号「令和6年度決算に係る健全化判断比率について」について説明。

◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第4号は終了いたしました。

日程第8 報告第5号「令和6年度決算に係る資金不足比率について」を議題といたします。本案についての説明を求めます。参事兼上下水道課長 渡辺英樹君。

◎参事兼上下水道課長(渡辺英樹君) 報告第5号「令和6年度決算に係る資金不足比率について」について説明。

◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第5号は終了いたしました。

日程第9号 承認第4号「専決処分について承認を求める件 令和7年度一般会計補正予算(専決第1号)」を議題といたします。本案についての説明を求めます。総務課長 鈴木秀樹君。

◎総務課長(鈴木秀樹君) 承認第9号「専決処分について承認を求める件 令和7年度一般会計補正予算(専決第1号)」について説明。

◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で承認第9号は終了いたしました。

日程第10号 同意第1号「川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題といたします。本案について説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長(木下宙君) 同意第1号「川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件」についてご説明申し上げます。

川辺町教育委員会につきましては、現在、教育長と委員4名の方にご活躍いただいております。そのうちのお一人でございます 大脇香美氏におかれましては、令和7年9月30日をもって任期満了を迎えられます。

大脇氏は、委員として平成29年10月から現在にわたり精力的にご活動されており、他からの信頼も厚いため、委員に適任であると認め、引き続き再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。また、同法第4条第3項の欠格事由に該当しないことも確認しております。

なお、任期につきましては、令和11年9月30日まででございます。

以上、よろしくご審議のうえ、同氏の選任についてご同意賜われますようお願い申し上げます。

◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって同意第1号「川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

日程第11 議案第30号「岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について」、日程第12 議案第31号「岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について」、日程第13 議案第32号「岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について」の3議案を一括議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長(木下宙君) 議案第30号から議案第32号について一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第30号「岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、岐阜県市町村会館組合を解散するにあたり、事務の継承に関する規定について、地方自治法施行令第218条の2による特別の定めとして追加するため、規約の改正を行うものでございます。

次に、議案第31号「岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法上の一部事務組合である岐阜県市町村会館組合の解散について、地方自治法の規定に基づき、構成団体である県下42市町村による協議を行うものでございます。

解散の主な内容について、ご説明いたします。市町村会館組合は令和8年3月31日で解散いたします。解散に伴う財産の処分について「ふれあい会館入居基金」は、もともと岐阜県町村会からの寄附金であり、条件として解散時には全額返還が必要となっておりますので岐阜県町村会に返還となります。「財政調整積立金」は、令和7年度の軽自動車税負担割合に応じて42市町村に分配され、基金以外の財産はございません。

解散後の事務処理ですが、ふれあい会館への入居関連の事務は現在入居している関係団体が直接県の文化創造課と手続きをすることとし、軽自動車税の申告事務は、新たに42市町村で任意協議会を設立し、岐阜県町村会に設置される事務局が引き続き事務を担うこととなります。

公用文書については職員の人事関係は退職手当組合に、軽自動車税申告関係は任意協議会に、それ以外は岐阜県町村会に引き継がれます。

職員については、解散時の4名の職員は退職手当組合の職員として身分を引き継ぎます。

以上、今回の解散については、当町を含む構成団体の経費負担や事務負担を生じさせるようなものではなく、現状の取扱いを整理し、簡略化する趣旨であることを申し添えさせていただきます。

最後に、議案第32号「岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、岐阜県市町村会館組合の解散に伴い、同組合が岐阜県市町村職員退職手当組合から脱退すること、あわせて岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の変更を行うことについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、3議案につきまして、一括してご説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号から議案第32号の3議案につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第32号の3議案につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 14 議案第 33 号「川辺町副町長定数条例の制定について」、日程第 15 議案第 34 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、日程第 16 議案第 35 号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、日程第 17 議案第 36 号「川辺町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第 18 議案第 37 号「川辺町水道事業給水条例の一部を改正する条例」、日程第 19 議案第 38 号「川辺町下水道条例の一部を改正する条例」、日程第 20 議案第 39 号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の 7 議案を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長(木下宙君) 議案第 33 号から議案第 39 号まで、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第 33 号「川辺町副町長定数条例の制定」についてご説明申し上げます。

近年、町を取り巻く行政課題はますます多様化・複雑化しており、特に学校の将来像の検討や中川辺駅西地区のインフラ整備など、町の将来に大きな影響を及ぼす重点施策については、スピード感を持って的確に対応していくことが強く求められております。こうした中、町長のもとで施策の企画立案や関係機関との調整、また実務の遂行を担う体制の強化が急務であると認識しております。

副町長を設置することにより、町長の職務を補佐するだけでなく、個別の重要政策に対して主体的に関与し、的確な判断と迅速な対応を可能とする体制を構築することができます。これにより、町政運営の全体的な効率化が図られるとともに、重点施策の着実な推進にも大きく寄与するものと考えております。

また、町長である私自身が、川辺町の魅力を町外に広く発信するとともに、観光や移住・定住の促進、地域製品の販路拡大、さらには企業誘致や外部資金の獲得などを通じて、町の活力を高めるトップセールスに力を注いでまいりたいと考えております。そのため、副町長には町の将来ビジョンを共有しながら、町長不在時においても行政運営の安定性を確保し、日々の町政が円滑に遂行されるよう、必要な対応や意思決定を担っていただける体制を整えてまいります。

以上の理由により、副町長の設置は極めて意義深いものと考えており、副町長の定数を 1 人と定める条例を新たに制定しようとするものでございます

次に、議案第 34 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の一部改正による条ずれに伴い、引用している町の関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 35 号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、部分休業制度において、1 年ごとに、1 日につき 2 時間を超えない範囲内の育児時間を取得するか、1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内の育児時間を取得するかを、職員が選択できるように改正するほか、育児時間の取得対象となる会計年度任用職員が養育する子どもの年齢要件についても、これまでの「3 歳に達するまで」から「小学校就学の始期に達するまで」へと拡大するものでございます。

次に、議案第36号「川辺町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正による条ずれに伴い、引用している町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第37号「川辺町水道事業給水条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、国土交通省からの通知に基づき、川辺町水道事業給水条例において規定されている指定給水装置工事事業者の要件に関し、災害時等における特例を設けるため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第38号「川辺町下水道条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましても、議案第37号と同様に、国土交通省からの通知に基づき、川辺町下水道条例において規定されている排水設備指定工事店の要件に関し、災害時等における特例を設けるため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第39号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、社会教育法第9条の7の規定に基づく「地域学校協働活動推進員」を新たに設置するため、町条例の一部を改正するものでございます。

以上、7議案につきまして、一括してご説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号から議案第39号の7議案につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第39号の7議案につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第21 議案第40号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第3号）」、日程第22 議案第41号「令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第23 議案第42号「令和7年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第24 議案第43号「令和7年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第25 議案第44号「令和7年度川辺町水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第26 議案第45号「令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」の6議案を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 議案第40号から議案第45号まで、各会計の補正予算案件につきまして一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第40号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、既定の予算額に5千437万3千円を追加し、予算総額を59億259万8千円としています。

主な補正内容につきましては、令和6年度決算の確定に伴う各種事業費の精算並びに追加の財政需要などについて補正するものです。

歳入では、令和6年度の精算に伴う後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算金1千491万5千円、介護保険特別会計繰入金558万円のほか、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金597万8千円、公立学校情報機器整備費補助金320万円、教育費指定寄附金650万円、普通財産売払収入504万3千円などを増額補正するものです。

また、地方債の補正といたしまして、J-ALERT受信機更新事業の追加ならびに道路舗装維持補修事業を変更しています。

歳出では、令和6年度の精算に伴う福祉医療費助成事業県補助金過年度精算分償還金1千120万8千円、障がい者医療費等負担金過年度精算分償還金558万9千円などを計上しています。

また、山楠公園のトイレ改修などを実施する公園施設修繕工事費360万6千円、上川辺地内の町道落岩2号線土留め工事1千400万円、J-ALERT受信機更新工事256万8千円のほか、水道料金の1ヶ月減免を実施するための水道事業会計補助金819万1千円、小中学校ICT支援等業務委託料481万9千円などを計上しています。

次に、議案第41号「令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、既定の予算額に1千544万8千円を追加し、予算総額を10億186万1千円としています。

主な補正内容につきましては、歳出で子ども・子育て支援金制度システム改修委託料643万5千円、令和6年度の精算による保険給付費等交付金などの過年度精算分償還金901万3千円を増額するものです。

歳入につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金、令和6年度からの繰越金の増額などで対応しています。

次に、議案第42号「令和7年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の予算額に848万4千円を追加し、予算総額を2億734万2千円としています。

主な補正内容につきましては、歳出で子ども・子育て支援金制度システム改修委託料252万5千円、令和6年度出納整理期間に収納した保険料を納付する後期高齢者医療広域連合納付金415万9千円、令和6年度の精算による一般会計繰出金180万円を増額するものです。

歳入につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金、令和6年度からの繰越金の増額などで対応しています。

次に、議案第43号「令和7年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の予算額に4千428万8千円を追加し、予算総額を10億1千511万9千円としています。

主な補正内容につきましては、歳出で令和6年度の精算による国・県・支払基金への介護給付費負担金などの過年度精算分償還金3千870万8千円ならびに一般会計繰出金558万円を増額するものです。

歳入につきましては、令和6年度からの繰越金ならびに介護給付費準備基金繰入金の増額などで対応しています。

次に、議案第44号「令和7年度川辺町水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、収益的収入のうち給水収益を819万1千円減額し、一般会計補助金を同額の819万1千円増額するものでございます。

補正内容につきましては、現在実施中の水道使用料に係る基本料金及び休止料金の免除期間をひと月延長し、令和7年12月請求分までとする事業費について補正するものでございます。

最後に、議案第45号「令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、収益的収入及び支出それぞれ290万5千円を減額し、資本的収入で100万円を増額するものでございます。

補正内容につきましては、令和6年度決算額の確定により補正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号から議案第45号までの6議案につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号から議案第45号までの6議案につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第27 認定第1号「令和6年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第28 認定第2号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第29 認定第3号「令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第30 認定第4号「令和6年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第31 認定第5号「令和6年度川辺町水道事業会計決算認定について」、日程第32 認定第6号「令和6年度川辺町下水道事業会計決算認定について」の6件を一括議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 認定第1号「令和6年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第6号「令和6年度川辺町下水道事業会計決算認定について」まで、その概要につきまして、一括してご説明いたします。

令和6年度におきましては、川辺町第5次総合計画に掲げる将来像「清流と人が織りなす活力あるまち」の実現と、人口減少・地域活性化を目指した川辺町版総合戦略の実現に向けて各事業を進めてまいりました。

不安定な世界情勢の影響や円安、資材価格の高騰などに伴う物価上昇への対応策として、国からの「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」などを活用して、かわべ応援商品券の発行、低所得者世帯への給付金や定額減税調整給付金の支給など、町民の生活支援を中心とした諸事業を積極的に展開しました。

また、町の主要プロジェクトである中川辺駅西地区のインフラ整備を推進するとともに、町内3小学校の統廃合に向けた基本構想および基本計画を策定しました。さらに、新校舎の建設費用に備えるため、「小学校建設基金」への積み立てを行うことにより、将来の財政需要に備えました。令和6年7月には「第44回全日本中学選手権競漕大会」を開催し、ボートの町としての魅力を広くPRしたほか、社会資本整備総合交付金を活用した町道新設改良事業や、庁舎・保健センターのトイレ改修など、老朽化施設の更新・整備を実施しました。

また、健全な財政運営に努めた結果、一般会計、各特別会計ともに歳入が歳出を上回る黒字決算となりました。なお、令和6年度においては財政調整基金の取り崩しを行わず、健全な財政運営に努めた決算となっています。

各会計の決算状況は、令和6年度川辺町歳入歳出決算書に記載のとおりであります。また、監査委員の方々に審査いただきました結果及び意見につきましては、お手元に配付させていただきました審査意見書をご覧くださいますようお願い申し上げます。

それでは、認定第1号「令和6年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。

歳入は、予算現額59億3千38万9千円に対しまして、調定額58億576万3千円、収入済額57億4千105万2千円、不納欠損額224万9千円、収納率は調定額に対し98.9%となりました。

歳出は、予算現額59億3千38万9千円に対しまして、支出済額54億3千536万8千円、執行率は91.7%で、歳入歳出決算額の差し引き、3億568万4千円を令和7年度に繰り越しています。

この繰越額には、令和7年度への繰越事業の財源とした3千816万3千円についても含まれています。

歳入歳出決算の主な点につきまして、ご説明します。

一般会計歳入総額は、57億4千105万2千円で、前年度に比べ2.3%、1億2千770万1千円の増加となりました。

まず、町税は、13億4千37万9千円で、前年度に比べ1千205万4千円の増加となりました。

主な要因としましては、法人町民税の増加に加え、固定資産税において家屋及び償却資産が増加したことによるものです。

次に、地方特例交付金は、6千万2千円で、前年度と比べ4千508万9千円の増加となりました。この交付金は、国が地方の減収分を補てんするものですが、本年度は、国の施策として実施された定額減税分として増加となりました。

普通交付税では、基準財政需要額の個個別算定経費であるこども子育て費及び給与改定費などの算入経費の増加とともに、包括算定経費も増加となりました。また、固定資産税や地方特例交付金等などの基準財政収入額も増加しましたが、交付額17億9千803万9千円、前年度に比べ2千330万6千円の増加となりました。

特別交付税では、前年度からの特殊要因は少なく、交付額8千107万2千円 前年度に比べ12万6千円の減少となりました。

国庫支出金は、５億８千２６０万９千円で、前年度と比べ８千４９９万円の増加となりました。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係るデジタル基盤改革支援補助金、社会保障・税番号制度システム整備補助金などが増加したことによるものです。

県支出金は、２億８千３７０万円で、前年度と比べ２千５５３万４千円の増加となりました。障害者自立支援給付費負担金、福祉医療費補助金、登山道整備のための森林空間活用促進事業補助金などが増加したことによるものです。

寄附金は、１億８千７８万１千円で、前年度と比べ５千６７４万５千円の減少となりました。

主な要因は、ふるさと川辺応援寄附金の減少によるもので、寄附金の獲得に向けた市町村間の競争が激しさを増す中、川辺町の魅力を伝えるために、今まで以上に魅力的な地域特産品や観光資源などを謝礼品とすることで、貴重な財源の確保に努めているところです。

繰入金は、２億３千９４４万５千円で、前年度と比べ１億６千３３万６千円の減少となりました。

各基金の目的とする事業の財源に充てるため、まちづくり基金、子ども育成基金、スポーツ振興基金から、それぞれ繰り入れを行いましたが、財源不足を補うための財政調整基金の取り崩しは行いませんでした。その他、特別会計からの精算金などの繰り入れを行っています。

町債は、２億１千４３９万３千円で、前年度と比べ５千８３７万１千円の増加となりました。臨時財政対策債のほか、庁舎・保健センタートイレ設備改修事業、庁舎歩道点字ブロック設置事業の財源とした公共施設等適正管理推進事業など１１件の借り入れを行っています。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

一般会計歳出総額は、５４億３千５３６万８千円で、前年度に比べ３．０％、１億５千９３１万２千円の増加となりました。

また、令和７年度に繰り越して使用することとした予算が、１億６千７０６万４千円となっています。

議会費は、５千４２０万８千円で、前年度と比べ１８４万８千円の減少となりました。

総務費は、１１億２０６万１千円で、前年度と比べ１億５千９５２万５千円の増加となりました。

定額減税調整給付金の給付のほか、庁舎・保健センタートイレ設備改修工事、上川辺中組公民館整備費補助金、庁舎歩道点字ブロック設置工事などを実施したことにより、大幅な増加となりました。

民生費は、１６億６千５８万９千円で、前年度に比べ２千９１５万４千円の増加となりました。

子ども・子育て支援事業計画や地域福祉計画の策定に伴う経費のほか、物価高騰の影響を受けた生活者を対象として実施した低所得世帯支援給付金事業などを実施したことにより増加となりました。

衛生費は、３億３１３万２千円で、前年度に比べ１千３９６万円の減少となりました。

前年度に実施した新型コロナウイルス予防接種が特例臨時接種からB類定期接種へと移行したため減少となりました。

労働費は、100万円で、前年度同額となりました。

農林水産業費は、1億3千306万5千円で、前年度に比べ803万円の増加となりました。

土地改良施設維持管理工事費などが増加しました。

商工費は、9千116万円で、前年度に比べ4千508万7千円の減少となりました。

前年度に実施した遠見山登山者用駐車場用地の購入及びトイレ・駐車場整備工事費が減少しましたが、本年度も「川辺おどり・花火大会」、「KAWABE(カワベ) MOUNTAIN(マウンテン) FES(フェス). FUMOTO(フモト)」を開催したほか、物価高騰対策として一人当たり3千円分を発行した「かわべ応援商品券事業」などを実施しました。

土木費は、7億2千990万4千円で、前年度に比べ16万5千円の増加となりました。

前年度から町道維持管理費、下水道事業補助金などが増加しました。

土木費においては、急速な宅地化が進む 中川辺駅西地区周辺整備事業を推進したほか、国からの交付金などを活用し、町内各所で 町道新設改良事業を実施しています。

消防費は、2億2千43万1千円で、前年度に比べ2千575万3千円の減少となりました。

本年度は、各消防詰所のエアコン設置工事、下吉田消防用車庫解体工事などを実施したほか、防災フェアを開催することで、防災力の強化ならびに防災意識の向上に役立てました。

教育費は、7億2千647万3千円で、前年度に比べ6千566万3千円の増加となりました。

本年度は、町内3小学校統廃合に向けた「川辺町義務教育学校基本構想・基本計画」を策定するとともに、新校舎建設費用の準備資金として1億1千300万円を積み立て、令和6年度末の小学校建設基金の残高は、12億995万2千円になりました。

また、全日本中学選手権競漕大会の開催、部活動の地域移行、給食配送車の購入などを実施しました。

災害復旧費は、45万9千円で、前年度に比べ皆増となりました。

本年度は、鹿塩地内で発生した農地の法面崩壊復旧工事を実施しました。

公債費は、4億1千288万6千円で、前年度に比べ1千703万6千円の減少となりました。

以上が、一般会計の決算状況の概要報告でございます。

続きまして、各特別会計の決算の状況につきまして、ご説明いたします。

はじめに、認定第2号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」につきましては、歳入総額10億822万3千円、歳出総額9億8千663万6千円、歳入歳出差引額2千158万7千円となり、前年度に比べ歳入1.5%、歳出1.0%の増加となりました。

主な要因は、歳出では、財政主体である県に納める国民健康保険事業費納付金が増加しました。

歳入では、国民健康保険税は被保険者数の減少等もあり、収入済額も減少しましたが、歳出における保険給付費に対する財源の増加に伴い、歳入歳出決算額は増加となっています。

今後も、保険給付の動向を注視しつつ、適正な保険税率の検討、基金の有効活用など、安定した国民健康保険事業の運営に努めてまいります。

次に、認定第3号「令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」につきましては、歳入総額1億9千711万1千円、歳出総額1億9千137万6千円、歳入歳出差引額573万5千円となり、前年度に比べ歳入6.7%、歳出5.4%の増加となりました。

主な要因は、被保険者数及び保険料等の増加に伴う後期高齢者医療広域連合納付金が増加しました。

歳入では、保険料や一般会計繰入金が増加し、歳入歳出決算額は増加となっています。

次に、認定第4号「令和6年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定」につきましては、歳入総額10億851万1千円、歳出総額9億8千600万4千円、歳入歳出差引額2千250万7千円となり、前年度に比べ歳入4.7%、歳出5.3%の増加となりました。

主な要因は、歳出では保険給付費が増加となりました。

歳入では、介護保険料の増加のほか、国・県からの介護給付費負担金などが増加となりました。

今後も、高齢化により要介護認定者数の増加が見込まれるため、保険給付費の動向を注視するとともに、重度化防止の介護予防事業の強化も含め、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、各事業会計の決算の状況につきまして、ご説明いたします。

はじめに、認定第5号「令和6年度川辺町水道事業会計決算認定」につきまして、ご説明いたします。

収益的収入額は2億8千528万3千円、収益的支出額は2億8千623万5千円で、消費税経理後の経常損失は1千802万円、特別利益はありませんでしたので、当年度純損失は1千802万円となりました。

資本的収入額は2億6千437万7千円、資本的支出額は2億8千800万5千円で、2千362万8千円の不足となりました。

不足額については、過年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

重要給水施設配水管耐震化工事や老朽管更新工事、配水管漏水対応工事など、安全・安心な水の安定供給を念頭に事業運営を行いました。

次に、認定第6号「令和6年度川辺町下水道事業会計決算認定」につきまして、ご説明いたします。

収益的収入額は4億5千793万2千円、収益的支出額は4億4千856万円で、消費税経理後の経常利益は906万5千円、特別利益はありませんでしたので、当年度純利益は906万5千円となりました。

資本的収入額は3億2千301万6千円、資本的支出額は5億845万1千円で、1億8千543万5千円の不足となりました。

不足額については、当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

天王町雨水管路改修工事や鹿塩地内農業集落排水接続工事、マンホールポンプ設備改築工事、公共汚水柵設置工事など、公共水域の水質保全の確保を念頭に事業運営を行いました。

以上、令和6年度決算について、各会計の概要をご説明申し上げます。

詳細につきましては、お手元の各会計決算書などをご覧いただき、慎重なる審査のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。概要説明といたします。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため、9月10日から9月18日までの9日間を休会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、9月10日から9月18日までの9日間を議案精読、議案審査のため休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。次回は9月19日金曜日、午前9時から再開したいと思います。本日はこれで散会いたします。皆さん大変御苦勞様でございました。

（閉会 11：48）

令和 7 年 川 辺 町 議 会 第 3 回 定 例 会

令和 7 年 9 月 1 9 日 (金) 午前 9 時 0 0 分開会

日程第 1	一般質問
日程第 2 (議案第 3 0 号)	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
日程第 3 (議案第 3 1 号)	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
日程第 4 (議案第 3 2 号)	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
日程第 5 (議案第 3 3 号)	川辺町副町長定数条例の制定
日程第 6 (議案第 3 4 号)	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第 7 (議案第 3 5 号)	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第 8 (議案第 3 6 号)	川辺町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 9 (議案第 3 7 号)	川辺町水道事業給水条例の一部を改正する条例
日程第 1 0 (議案第 3 8 号)	川辺町下水道条例の一部を改正する条例
日程第 1 1 (議案第 3 9 号)	川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 2 (議案第 4 0 号)	令和 7 年度川辺町一般会計補正予算(第 3 号)
日程第 1 3 (議案第 4 1 号)	令和 7 年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 4 (議案第 4 2 号)	令和 7 年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 1 5 (議案第 4 3 号)	令和 7 年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 1 6 (議案第 4 4 号)	令和 7 年度川辺町水道事業会計補正予算(第 2 号)
日程第 1 7 (議案第 4 5 号)	令和 7 年度川辺町下水道事業会計補正予算(第 2 号)
日程第 1 8 (認定第 1 号)	令和 6 年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 9 (認定第 2 号)	令和 6 年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 0 (認定第 3 号)	令和 6 年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 1 (認定第 4 号)	令和 6 年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 2 (認定第 5 号)	令和 6 年度川辺町水道事業会計決算認定について
日程第 2 3 (認定第 6 号)	令和 6 年度川辺町下水道事業会計決算認定について
追加日程第 1	議会運営委員会の閉会中の継続調査

本日の議会に付した案件 議事日程のとおり

出席議員（9名） 欠席なし

議 長	佐伯 雄幸	副議長	石原 利春	1 番	井戸 三兼
2 番	平岡 正男	3 番	奥田 哲也	4 番	桜井 真茂
6 番	巖 敬一郎	7 番	市原 敬夫	9 番	櫻井 芳男

地方自治法第121条による出席者（欠席なし）

町 長	木下 宙	教育長	白村 茂
参 事	重本 佳明	参事兼上下水道課長	渡辺 英樹
総務課長	鈴木 秀樹	会計管理者兼会計室長	林 正和
企画課長	平岡 善伸	税務課長	渡辺 保彦
住民課長	田口 将隆	健康福祉課長	井戸 陽子
産業環境課長	井戸 績	基盤整備課長	西田 吉文
教育支援課長	渡邊 明弘	生涯学習課長	佐伯 毅彦

事務局職員出席者 議会事務局長 横田 博生

（開会 午前9時00分）

◎議長（佐伯雄幸君） 皆さんおはようございます。休会を閉じ会議を再開いたします。本日の議事日程は、一般質問、議案に対する討論、採決となっております。

はじめに注意事項を申し上げます。自席で発言される場合は、着座にて行ってください。また、議場内の換気のため、休憩を設ける場合がありますので、皆様の御協力をお願いいたします。

ただいまから、日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問は、会議規則第49条第3項の規定によって、一般質問席から行ってください。なお、質問は一問一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内といたします。また、一般質問に対する答弁は登壇して行い、再質問に対する答弁は、自席から行ってください。では一般質問を始めます。議席番号1番 井戸三兼君。

◎1番（井戸三兼君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問名は、「雇用のある町と農業政策について」町長にお尋ねしたいと思います。

『かわべ再起動』というキャッチフレーズをmanifestoに掲げて当選されました町長にお尋ねします。

前佐藤町長に、平成27年第4回定例会において、企業誘致策について質問したところ、財政上の問題から、川辺町では企業立地ではなく、宅地化を進めることで活力のある町づくりを目指すという回答がありました。

木下町長のmanifestoでは起業支援と企業誘致を謳っておられ、地価、交通立地、災害リスクの低さをPRして『お店が始めやすい街』、『観光客が来店する仕組みづくり』、『雇

用のある街』を目指すとのことですが、これは、商業・サービス業を主体とした企業誘致策を進め、雇用を確保していくとの方針のように見えますがどうですか。

野放図に宅地化を進めていくと、流入住民との間に軋轢が生まれ、農業がととてもやりづらくなります。日本の食料自給率の向上や地産地消のためにも、川辺町の農業政策をどのようにお考えかお尋ねします。以上2点の回答を求めます。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） それではお答えいたします。

1つ目の「マニフェストで掲げている起業支援と企業誘致については、商業・サービス業を主体とした企業誘致策を進め、雇用を確保していくとの方針のように見えるがどうですか」についてですが、議員お見込みのとおりでございます。6月の第2回定例会の所信表明でも述べさせていただいているところですが、商業・サービス業などの企業誘致および出店支援により、雇用の確保および、にぎわいの創出を図る方針です。特に小売店や飲食店の町内店舗のスタートアップ支援を強化・充実させ、軽登山ブーム等での来町者を取り込み、町内消費を促すとともに、人の流れが活性化するような店舗を増やし、魅力あるエリアを創出したいと考えております。

また、美濃加茂インターからのアクセスの良さや地価の安さ、災害リスクの少なさなどを引き続き強くPRし、大手をはじめとした、様々な企業の誘致の可能性を模索していきます。

2つ目の「川辺町の農業政策をどのようにお考えか」についてですが、本町において農業は、地域の生活や土地利用において重要な役割を果たしており、食料の安定供給のみならず、景観の保全や地域コミュニティの維持といった多面的機能を担う、地域にとって欠かすことのできない産業であると認識しております。

一方で、住宅開発や流入住民の増加による無秩序な住宅化の進行は、農地周辺における土地利用のあり方や住民間の意識の違いなどから、農業の継続に影響を及ぼすことも懸念されることです。

こうした課題に対応するため、本町においても、農業振興地域による農地の保全、担い手農業者への支援、学校給食や地域直売所における地元農産物の消費拡大、農業体験やイベント等を通じた住民理解の促進に取り組んでおります。

また、地産地消は食料自給率の向上に密接に関係しており、直接的に自給率を押し上げるというよりも、農業の持続性と消費構造の改善を通じて、長期的な自給率向上に貢献するものです。つまり、地産地消は「食料自給率を支える土台」として非常に重要な役割を果たしていると考えております。

なお、日本政府が掲げる食料自給率の目標は、カロリーベースで45%であり、これは農林水産省が策定した「食料・農業・農村基本計画」に基づき、2030年度を目標年次としております。目標の達成に向けては、米の消費拡大、国産飼料の利用促進、地産地消の推進、若手農業者の育成とスマート農業の導入など、全国的にも多様な施策が展開されております。

本町においても、これらの国の方針を踏まえつつ、地域の農業が持続的に発展し、住民の皆様にとっても身近であり、大切な産業であり続けるよう、関係機関と連携しながら取り組みを進めてまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

以上、2点について、私からの答弁とさせていただきます。

◎1番（井戸三兼君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎1番（井戸三兼君） 最初の話の中でですね、特に小売店や飲食店の町内店舗のスタートアップ支援を強化、充実させるということでしたが、どのように充実させるつもりなのか。PRをしていくということでしたが、災害リスクの少なさや地価の安さ、アクセスの良さ。こういったところをPRしていくということですが、どのようにPRされていくのか。

それから農業の方では、若手農業者育成ということですが、どのように育成されるおつもりなのか。この点について伺います。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 御質問いただきました、まずスタートアップ支援についてでございます。どのようにということですが、今現在、補助金の方、町の方では設けておりまして、創業や改修に対しての工事費、購入費等々で、補助金を現在限度額100万円ということを出しております。こちらについて額の増額などを考えておりまして、特にですね、飲食店など賑わいが生まれる店舗に対して、この額を、上限を増額するなど、そういったことで出店を促していく、このように考えております。

続いてPRですね。本町のPRについてですけれども、こちらはまさにトップセールスでございます。私がですね、町外に自ら足を運びまして、各企業の上層部に、こちらを直接訴えかけていきたいと考えています。またですね、町外各所でこういったものをPRするような、アンテナ的な出展も含めてですね、町外に広くPRしていきたいというふうに考えています。

最後に、農業。若手の育成ですね。こちらについてもですね、町といたしましては担い手農業者への支援ということで、各種補助を実施しております。こちらの拡充も含めて、若手、若者が農業に参入しやすいような環境を作っていきたいと、こう考えております。以上です。

◎1番（井戸三兼君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） 三兼君の再質問を許可します。

◎1番（井戸三兼君） 町内店舗のスタートアップ支援についてはですね、よくわかりますが、額を増額するということですが、今、川辺町では川辺町小規模事業者事業所等整備補助金、それから小規模事業者事業活性化支援利子補給制度、中小企業退職金共済掛金補助金、副業兼業人材活用事業支援補助金ということですが、これホームページを見ますとですね、1番目の小規模事業者事業所等整備補助金についてはですね、予算上限分を、もう申請が完了してるから終了してますということですね。額の増額をするということですが、これは予算を上げるということと、1口当たりを上げるということと、両方兼ね合いでないと難しいかなというふうに思います。

それから小規模事業者事業活性化支援利子補給についてはですね、これは今でも続きますけれども、副業兼業人材活用事業支援補助金は、ホームページで見当たりませんとなっておりますということですね。

こういった政策をきちっとホームページで上げていただきたいなということを思います。それについてどうお考えかということと、農業についてはですね、兼業農家が非常に川辺町は多いです。ですから、兼業農家でなければ食べていけないというところがありまして、これは川辺町だけには限りませんが、年間総労働時間が1千600から2千時間程度の水準を維持する目標にですね、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想というのは、令和6年の9月に策定されておりますが、今言いました1千600から2千時間程度の水準を維持する方に対する支援ということになるかと思うんですけれども、これは無理じゃないかなと思います。この時間をですね、もう少し少なくしてですね、兼業農家の若手が、作業時間を、年間、仮にですね365時間ぐらいたったとすると、そういう方にも支援できると、というような体制にしたらどうかと思うんですが、いかがですか。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） では、ただいまご質問頂きました1点目2点目について、まず御説明させていただきます。

まず、予算と上限についてのお話でございますけれども、そうですね、当然、上限を、私はまず上げたいというふうに考えておりまして、それに伴いまして、予算の方も増額をお諮りしたいというふうに考えておりますけれども、もちろん増額は無制限なものではなく、そのときの財政事情を鑑みながら、必要に応じて、予算も盛り込んでいきたいと、このように考えております。

そして2点目のPR、広報についてですけれども、議員、御指摘のとおりですね、こういった制度を活用していただくためには、広くPR、周知していくことが必要だと考えておりますので、あらゆる広報媒体等々を通じて、広く町民の皆様にお伝えしていきたいと思っております。2点について以上です。

◎議長（佐伯雄幸君） 産業環境課長 井戸課長。

◎産業環境課長（井戸續君） ただいま井戸議員から質問のありました3点目についてお答えいたします。

兼業農家の就業時間につきましては、現在、兼業農家に対する補助金等々は、これといって

◎1番（井戸三兼君） 議長、ちょっと声が小さくて聞こえません。

◎議長（佐伯雄幸君） 井戸課長、声をもう少し

◎産業環境課長（井戸續君） すみません。

今、現在ですけど、兼業農家の方に対する補助金というものは、特段、これといって設けておりません。

ただ、今、議員さんおっしゃられるとおり、基本構想においてもそのようなことが謳っておりますので、こちらにつきましては今後ですね、皆様の状況を把握してですね、また、補助等については検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎1番（井戸三兼君） 所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎1番（井戸三兼君） まず、町長がですね、いろいろお答えいただきまして、トップセールスを行っていかれること、大変これから期待しております。

それからですね、農業についてはですね、やはり兼業農家対策も進めていかないと、ちょっと農業を始めるきっかけを若手に作らせるということですね。そうしないと若手が育っていかないと。若者の農業者も出てこないということになりますので、そういう面でも気を遣っていただけるということですので、よろしくお願いいたします。

以上をもって質問を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で、井戸三兼君の一般質問を終わります。

議席番号3番 奥田哲也君。

◎3番（奥田哲也君） 議長より発言の許可を頂きましたので、議席番号3番 奥田哲也。一般質問を始めます。

本日は、3点質問を行います。

まず1点目の質問は、高齢者の方の熱中症対策についてお尋ねをいたします。

質問に先立ちまして、先の広報かわべ、こちら9月号でございますが、こちらに記載をされておりましたが、主にお子様に対する熱中症対策として、川辺町内の企業様より、御理解、御協力、御寄付を頂きましたことに対して、この場を借りて厚くお礼を申し上げたいと思います。

過去の定例会におきましても、熱中症対策については一般質問されております。

また、木下町長も、町長就任早々の御英断により、町の公用車を活用した、小学校低学年の児童の熱中症対策として、夏の下校時にスクールバスで送る施策を、現在も続行中であります。

熱中症対策というものは、町民の安心、安全な生活を守る観点から、今最も優先すべき課題であると私自身認識をしております。

今回はその対象を、高齢者の方に限り、絞り、質問をいたします。

令和7年、これは8月1日でございますが、8月1日現在の、川辺町の人口統計によりますと、総人口9千729名のうち、満100歳以上の方は、なんと19名もおみえになります。これが9月1日の資料を見ますと、更にお2人増えて21名となっております。この年齢を90歳以上に限定してみますと305名。さらに、後期高齢者、すなわち75歳以上の方となりますと1千899名。すなわち、全体に占める割合は19.5%。5人にお1人が75歳以上ということになります。

また、今年の川辺町の最高気温を調べてみました。6月で、30℃から34℃の真夏日が9日間。35℃以上の猛暑日が4日間。7月については、真夏日が11日間、猛暑日が19日間。8月に至っては、31日の間で真夏日が2日間、猛暑日が27日間。まさに殺人的な暑さの日が続きました。まさしく命に関わるような暑さになっております。

さらに、熱中症の発生場所は、住居が39.5%と1番多く、また、熱中症による死亡者の8割強が65歳以上の方というデータも出ております。

また、町長も、先の町長選挙の際のリーフレットの中に、高齢者支援の充実を謳っております。こちらのリーフの中に書いてございます。

そこで、以下の3つについて質問をいたします。

1、小学校低学年の、下校時の公用車利用の、現状の利用状況と、現時点での感想、問題点、課題等があればお聞かせをください。

2、個人の情報については、人権の問題であったりプライバシーの問題等があり、なかなか難しい問題ではあると思いますが、現在、川辺町にお住まいの後期高齢者1千899名の方々の現状把握、すなわち、お住まいの環境であったり、状況。御家族と同居なのか、お1人でお住まいなのか。エアコンは付いているのか等、どこまで把握されておられますか。

3、お子様に対する対策というのは、新聞等見ましてもいろいろと打たれているようですが、高齢者の方を対象、意識した具体的な熱中症対策をお考えになっていますか。あればお聞かせいただきたいと思います。以上3点について回答をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） それではお答えいたします。

議員仰せのとおり、近年は災害と言えるほどの猛暑が続き、それに伴い熱中症のリスクが非常に高まっており、その対策も重要度を増しております。

町としても、広報かわべ、ホームページ、すぐメール、広報無線などを通じて、熱中症への注意喚起を行うとともに、今年度より開始した児童の送迎もその一つとなります。

それでは、1点目の「小学校低学年の下校支援」についてです。

先ほど申し上げました児童の送迎に関しましては、今年度から、夏季期間において、体力的な負担が大きく、健康への影響が懸念される小学校1・2年生のうち、自宅から学校までの距離がおおむね2.5km以上の児童を対象として、公用車を活用した下校支援事業を実施しております。

事業の実施に際しては、議長車も使用させていただいており、議会の皆様には格別のご理解とご協力を賜りましたこと、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

まず、現状での利用状況についてご報告いたします。対象者は町内3小学校において計21名であり、そのうち17名が実際に送迎を利用しております。利用していない4名につきましては、児童クラブを利用している児童です。運行については、運転業務を外委託し、教職員や学校勤務の支援員が添乗することで、安全確保に努めております。

次に事業に対する評価につきましては、猛暑は児童の命に関わる深刻な問題であり、本事業はその安全・安心を守る取り組みとして、非常に効果的であると実感しております。対象の保護者からは「歩いて帰ってこられるか心配だったので本当にありがたい」といった感謝の声をいただいております。

最後に、課題について申し上げます。猛暑の影響は低学年児童に限らず、対象となっていない児童への熱中症対策の必要性があることに加え、教職員による児童対応や保護者との連携に伴う業務負担増加などが課題として挙げられます。

今後は、来年度以降の継続や対象者の拡充について、関係機関と連携しながら検討を進めてまいります。地域の皆様、学校関係者、そして議会の皆様のご支援を賜りながら、より良い児童支援体制の構築に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の高齢者の方々の状況把握及び3点目の高齢者を意識した具体的な熱中症対策については、高齢者に対する熱中症対策のご質問となりますので、あわせてお答えします。

高齢者の方は、体内水分量が少ないことに加え、暑さや喉の渇きへの感覚が鈍くなる傾向があり、体に熱がこもりやすく、循環器系への負担が大きくなることから、注意が必要となります。

令和7年9月1日現在、最新の住民基本台帳のデータでは、65歳以上の高齢者は3,246人、75歳以上の後期高齢者は1,903人となっております。

これら、すべての高齢者の方の生活実態を個別に把握することは非常に困難でございますが、町が実施する各種の事業を活用し、熱中症への対応を含め、各種の支援が必要な方の情報の把握に努めております。

介護保険事業者、とりわけケアマネジャーは、要支援・要介護認定を受けられた方のご自宅を訪問する機会が多く、生活状況を把握しやすい立場にあるため、異常の有無を察知した際には、速やかな対応に結び付けております。

高齢者宅を訪問した際には、エアコンが使用されていないケースもあり、その場合はエアコンの使用を促すことや、水分補給、室温、衣服などの環境調整の助言を行い熱中症予防に努めております。

また、相談体制としては、地域包括支援センターや社会福祉協議会が高齢者の相談対応を担っており、それぞれ高齢者の方が抱える状況を把握し、地域に根ざした支援を行っております。些細なことでもご相談をいただければと存じます。

さらに、地区の民生委員・児童委員には、地域に密着した活動を通じて、高齢者の状況を把握しながら見守りを行っていただいております。

困難事例が発生した際には、これら関係者がそれぞれの情報を集約し、連携して適切な支援につなげる体制を整えております。

現在、町が行っている熱中症対策としては、町の各種の媒体を活用した啓発活動のほか、「やすらぎの家」をクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定し、令和7年6月1日から9月30日までの期間、午前9時から午後5時までのとなりますが、暑さをしのぐための緊急避難場所として、高齢者のみならず、町民の皆様にご利用いただける施設としております。

また、町では熱中症対策の最善策として、不要不急の外出を避け、自宅で冷房を活用して過ごしていただくことを推奨し、やむを得ず外出した際には、危険と感じたら外出先の涼しい場所への避難を促しています。来年度は、夏場における避難場所として、民間の店舗等にもご協力を呼びかけて参りたいと考えております。

今後におきましても、熱中症対策の環境整備を進めるため、情報の収集を行いながら万全な対策を講じてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

◎3番（奥田哲也君） 議長、所見を述べて、次の質問に移りたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎3番（奥田哲也君） 2点ほど私の意見、提案を述べて、次の質問に移りたいと思います。

第1点目。御回答の中に、クーリングシェルター、やすらぎの家について触れられました。他にも川辺の図書室であったり、中央公民館の一部も開放されておりますが、それでもまだまだ数が少ないですし、遠方の方は、行くのにどうやってやすらぎの家まで行くん

だっていう方もおみえになるかと思います。そんな方々に、今現在、川辺町内には約30か所の自治会の公民館がございます。この公民館の活用を考えてはいかがでしょうか。いろいろと取り決め、例えば町がどこまで負担するのかとか、管理人を置かなければいけないのかとか、いろんな取り決めをする必要があるかと思いますが、1度御検討いただければありがたいと思っております。

第2点目は、民間の店舗等にも御協力を呼び掛けて行うという意見というか、回答がございました。私も大賛成です。現在、お子様の見守りを目的とした、「こども110番の家」というものが、システムがございます。言ってみれば、これの熱中症対策版と言いますか、こういったものにもトライしてみてもいかがでしょうか。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、町民の皆様の安心、安全の確保のため、必要不可欠な施策であると思います。我々も知恵を出し合い、実行していくことが大切だと強く感じます。一緒にやっていきましょう。よろしくお願いいたします。

引き続き次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問は、自治会加入率低下の歯止め・対策についてお尋ねをいたします。

私、2年前に議員になりましたから、この2年間、1番関心を持って取り組んでいるテーマ、課題は自治会についてであります。自治会をいかに存続させるかです。

昨年の第3回定例議会におきましても取り上げ、質問をいたしました。

あれから丸1年経過した、自治会に関する主な指数をチェックしてみました。この数字は、2025年8月1日現在の数字でございます。

まず人口。人口は、この1年で9783人から9729人。1年でマイナス54人です。世帯数につきましては、4060世帯が4130世帯。70世帯増えております。

しかし、誠に残念なことに、自治会の加入世帯数は逆に、2711世帯から、2669世帯。42世代減少しております。加入率で見ますと、2024年8月1日が66.8%の加入率であったものが、今年の8月1日には64.6%と、2.2%減少をしております。

このデータをどのように評価するのかっていうのは、なかなか難しいのかなと。

例えば、人口が1年で53人減ったというのを、多いと見るのか少ないと見るのかっていうのは、なかなか難しいことかとは思いますが、いずれにしても、自治会への加入世帯は減少しているという現状であります。

自治会につきましても、木下町長は、町長選挙の際の公約で、自治会の見直しと触れられております。

そこで、次の4点について質問をいたします。

- 1、自治会に対する認識をお聞かせください。
- 2、現状をどのように評価しておみえでしょうか。
- 3、自治会と町行政の関係をどのようにお考えでしょうか。
- 4、何か具体的な対策案をお持ちでしょうか。

以上4点について回答を求めます。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） それでは、お答えいたします。

1つ目の「自治会活動に対する町の認識」についてです。自治会は、地域におけるコミュニティの核であり、地域住民の皆さまが互いに助け合い、安心して暮らせる環境づくりの基盤であると考えております。具体的には、回覧板による情報共有や災害時の初動対応、防犯活動、地域の美化活動など、多岐にわたって重要な役割を果たしていただいております。また、イベントを通じて地域のつながりが強まると考えており、災害時の共助や子ども・高齢者の見守りにもつながるため、地域振興の発展には欠かせない組織であると考えております。

次に、現状の評価についてです。昨今、少子高齢化やライフスタイルの多様化に伴い、自治会への加入率は徐々に低下しているという現実がございます。

町全体の加入率といたしましては議員が示されたとおり令和7年8月1日時点で64.6%となっておりますが、昨年の同時期と比較しても2.2%減となっております。ただし、こちらの数値は、区長配布世帯数を住民基本台帳上の世帯数で除して算出しているため、例えば親子で住民基本台帳上は世帯を分離しているが、組付き合いは1世帯としている世帯もあり、実際の加入率としては64.6%よりも高いものであると認識しております。

加入率の低下により、地域活動の担い手が減少しているものの、多くの自治会が地域の課題解決に向けて精力的に取り組まれており、その活動には心から敬意を表します。行政といたしましても、自治会の皆さまからいただく情報やご協力がなければ、地域の安全対策や住民サービスの提供が円滑に進まない場面も多く、大変感謝しておるところでございます。

次に、自治会と町行政の関係についてです。現在、川辺町では各世帯へのお知らせの配布などについて自治会を経由して皆さまにお願いしております。また、地域住民からの要望等については、自治会長様に取りまとめいただき、町に提出していただいております。自治会と町行政は、決して切り離すことのできない深い連携関係にあると考えております。今後も自治会との対話を重ね、双方向の連携をより一層強化していくことで、住民サービスの向上や地域課題の早期解決につなげてまいりたいと考えております。

最後に、具体的な対策案でございます。まず前提として、自治会は、そこにお住まいの町民の皆さまによって構成される住民組織であると認識しております。自治会の継続には、実際にご加入いただいている皆さまが、持続可能な形を模索し、必要に応じて改革を進めていくことが重要だと考えております。

町といたしましては、自治会活動に携わる皆さまの負担を軽減することが、自治会の持続的な運営を支えるうえで極めて重要であると認識しております。そのため、自治会および自治会長の皆さまへの依頼事項について見直しを進め、負担の軽減に努めてまいります。あわせて、自治会活動に必要な資金面での支援についても、引き続き検討を重ねてまいります。抽象的な答弁で恐縮でございますが、自治会の維持・継続につながる取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、自治会運営に関してお困りごとがございましたら、どうぞ遠慮なくご相談ください。

時代の移り変わりや社会情勢の変化に伴い、自治会のあり方も少しずつ変化してきております。今後も町と自治会は密接な関係にあり、より良い連携のもと、地域の課題解決に

向けてともに取り組んでまいりたいと考えております。引き続き皆様方の御理解、御協力を切にお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

◎3番（奥田哲也君） 議長、所見を述べて、次の質問に移りたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎3番（奥田哲也君） ただいまの御答弁により、町長の自治会に対する御認識、姿勢等につきましては理解ができました。

御答弁の最終の綴りに、「時代の移り変わりや、社会情勢の変化に伴う、自治会の在り方も少しずつ変化してきております」とありますが、私は、少しずつではもう間に合わないような状況にきている、そんな気がいたします。この自治会とか町内会というものの起源というのは、江戸時代から始まったものであるとか、1940年の大政翼賛会の時にできたものとか、いろんな諸説がございますが、いずれにしても、かなり昔というか、前であることは確かでございます。自治会に限らず、いろんなことを勉強しておりますと、川辺町のいろんな枠組みがですね、ちょっと今の時代にはそぐわないふうになってきてるんじゃないかって感じます。

例えば消防団。あと福寿会。それと学区ですね。小学校の関係。これら全てを見直す必要があると、私は個人的には感じております。

ここからは、全く私の、私案であり私見でございますが聞いてください。

例えば、今現在、川辺町内には12の区がございます。12の区で組織されておりますが、これを思い切って4つか5つの行政区にまとめてしまう。それを行う目的というのは、1つは、大変重責を担うという区長さんのお仕事を、数を減らすということはもちろんなんですが、それを機に、組の編成を同時に行うというのが最大の目的です。

今現在、川辺町にはですね102の組がございますが、その102の組の中で、なんと42の組が14世帯以下の世帯数で構成されてるんですね。組長も3年か4年に回ってくるっていう組も結構たくさんございます。また、区長の報酬も、今現在は年間で確か22万円支給されていると思いますが、決してその、お金でどうこう解決するという意味ではないんですが、区長のお仕事っていうのは大変なお仕事だと思っていますので、一挙に100万とか200万ぐらい上げて、任期も1年ではなく、3年とか5年のスパンで、本当に腰を据えて、自治会活動に取り組んでいただく。それぐらいの何か、大改造が必要な時に来てるんじゃないかなと、すいません、個人的に思っております。

先ほど質問いたしました熱中症対策につきましても、町全体で9720名の町民の方を管理するというのは大変だと思いますが、その意味でも、やっぱり自治会というのは大変重要になってくると思います。それぐらい、大胆な改革が必要な気がしております。大改革を期待をしまして、次の質問に移りたいと思います。

最後の質問でございますが、これは「歳入の増・歳出減の施策について」お尋ねをいたします。

「住みたい町」「住み続けたい町」、その結果として「人口増を達成した町」。そんな川辺町にするには、並大抵の努力では達成が難しい大きなテーマであると思います。

全てがそうだとは申しませんが、ほぼ、何か対策を講じようと思いますと、予算、資金、財源が必要となります。

先ほど、質問をいたしました熱中症対策というのを挙げましても、例えば、各公民館を使用させていただけるとなれば、まずはエアコンが付いてるのかどうかとか。例えば、手すりが必要になってくるんじゃないかということになると、当然お金が掛かります。

しかし、財源にはおのずと限界というものがございます。財源を確保するには歳入を増やすか、歳出を削減するか、もしくは使い方、使い道を見直すか、いずれかだと思います。

そこで、質問というよりも、提案をさせていただきますので、町長の御意見をお伺いしたいと思います。

まず、歳入を増やす方法として、1、ネーミングライツ。ネーミングライツというのは命名権でございますが、これの販売です。この施策は、近隣のかんりの市町村で既に実施をされております。川辺町で言いますと、具体的には、山楠グラウンド、山楠公園、中央公民館、やすらぎの家で、1度考えてみてはいかがでしょうか。

2つ目。広告収入を増やす。これは、企業もPR用に、今現在、町の備品として使用している、例えばゴミ袋であったり、町の封筒であったり、クリアファイルであったり、また、福祉バスのボディの側面であったり、また、山楠グラウンド、バンテリンドームと同じようにはならないと思いますが、なんかこう、看板を付けていただくというようなことも、1度考えてみてはいかがでしょうか。

3つ目、ふるさと寄付金の拡大。これはふるさと納税のことです。先の総務委員会の説明でもございましたが、多少減少傾向にあると聞き及んでおります。もう1度、人材の集中投入と体制の見直しを図ってみてはいかがでしょうか。

4つ目、企業版ふるさと納税の推進。

5つ目、町有地の有効活用。

6番目。これは誤解のないように聞いていただきたいんですが、町民への町税の再周知ということで、たばこ税であったり、軽自動車税のことについては、もう一度よく説明をしていただいた方がよろしいかと思います。

決して、たばこをどんどん吸って、たばこ税を上げろとか、軽自動車に乗りましょうという意味ではございません。

例えば私自身、2年前に議員になりましたが、その前、約35年間、サラリーマンというか、働いておりましたが、たばこを町内で買ったことは一切ございませんでした。

この間計算をしてみました、35年で約100万円ぐらい。他の市町村にたばこ税として納めてたということになります。

多分そういう方が、私以外にもみんなあると思いますので、もう一度その辺の税の仕組みを徹底されるとよろしいかと思います。

次に、歳出を減らす方法といたしまして、1、委託料の見直しと削減。

これは全予算の総額で8億7千8500万6千円を、この委託料として予算計上されております。

私もよく見ましたが、ほとんどのものが適正に使われてると思いますが、もう一度見直してみる必要があるんじゃないかと。

例えばですが、今進めていただいております第6次総合計画にも1千70万ほどの予算が計上されておりますが、これ既に、5次まで総合計画あるわけなんで、ひょっとして内部で、もう少しやれることがあるんじゃないか。

それによって予算がもう少し削減できるのではないのか。

あと、福祉バスですね、今現在やすらぎ号は、社協へ委託をされておりますが、これが1千462万6千円。これもなかなか難しいかもしれませんが、町独自が運営すると多少でも削減できるんじゃないか。あと、やすらぎの家の管理料が1千498万6千円予算計上されております。いろいろ問題はあるかと思いますが、例えば現在の健康福祉課の一部スタッフの方を、やすらぎの家に移動して、これも少しでも、その辺の委託料が減らないのかなというふうなことを感じております。

続いて2つ目。負担金、補助金及び交付金の見直し。

これもですね、一般会計のみですが、総額で11億3千430万円が計上されております。これも大変難しいかと思いますが、1度見直してみたいかと思いますが。

3、再生可能エネルギーを活用することの再考。これは太陽光。太陽光による電力の自給自足でございます。多分、以前、川辺町も検討したけど、やってないと思うんですが、もう一度検討してみたいかと思いますが。

4、環境に優しいごみ処理方法の再啓発ということで、少しでもごみを減らすことによって、歳出が減るのではないか。

5、健康促進による医療費負担の軽減ということで、これもやはり、少しでも医療費の負担を減らす、何か施策を講じることが必要ではないかというふうに考えております。

1つの施策で、1度に大きな成果を得ることは難しいことだと思います。

しかし、私のモットーであります「コツコツが勝つコツ」の精神で、あまり時間と労力と、費用を掛けないアイデアというものは積極的に推し進めるべきだと思います。

また、そうした創意工夫の精神が、おそらく他の業務にも、必ず生きてくると思います。

町長の御意見を伺いたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 佐藤、いや、木下宙君。

◎町長（木下宙君） それでは、お答えいたします。

人口減少や財源の限界といった課題は、全国の自治体が直面している深刻な問題であり、川辺町も例外ではありません。

しかしながら、こうした状況の中でも「住みたい町」「住み続けたい町」を目指すには、町民の皆様と行政が一体となって、創意工夫と地道な努力を積み重ねていくことが非常に重要であると認識しております。

以上のようなことを踏まえ、議員ご提案に対する私の考えを述べさせていただきます。

まず初めに、歳入を増やす方法について、6点のご提案をいただいておりますので、それぞれ述べさせていただきます。

1点目の「ネーミングライツの販売」および2点目の「広告収入を増やす」についてです。公共施設の維持管理費用の安定的な確保や地域経済の活性化、地元企業との協働・連携の促進を目的として、ネーミングライツの販売や広告収入の増加に取り組んでいる自治体があることは承知しております。具体的には、スポーツ施設や文化施設への命名権の付与、広報誌・封筒・バス車体などへの広告掲載を行っています。

実施にあたっては、地域にふさわしい名称や広告内容となるような公共性や、住民感情への配慮、契約の透明性や公募手続きの公正性の確保、地元企業をはじめとする幅広い事

業者が参加できる仕組みづくりなどに留意し、他自治体の事例も参考にしながら制度導入を検討してまいります。

3点目の「ふるさと寄付金の拡大」についてです。本町におけるふるさと納税につきましては、平成26年度より制度を開始し、平成28年度には寄附額が3億5千万円を超えるなど、非常に高い実績を上げてまいりました。しかしながら、令和6年度においては制度改正の影響により、主力返礼品が認定外となったことから、寄附額は1億8千万円弱まで減少する結果となりました。

このような状況を踏まえ、令和6年度には、新規のふるさと納税ポータルサイトへの参画およびワンストップ特例申請のオンライン化の導入を行い、寄附者の利便性向上を図っております。さらに令和7年度には、「中間支援事業者」の活用により、魅力ある返礼品の新規開拓や事務の効率化を推進し、寄附額の回復に取り組んでおります。

今後も、職員の多様な意見やアイデアを積極的に取り入れながら、事務の更なる効率化を図るとともに、総務省の基準を厳守しつつ、寄附者の拡大および寄附額の増加に向けた取り組みを継続してまいります。

4点目の「企業版ふるさと納税の推進」についてです。企業版ふるさと納税は、自治体が策定した「地域再生計画」が国の認定を受けることで、企業が地方創生プロジェクトに寄附を行った際に、法人関係税からの税額控除（最大約9割）が適用される制度です。地域課題の解決や持続可能なまちづくりを進めるうえで、非常に有効な財源確保の手段であると認識しております。本町におきましても、制度の趣旨を踏まえ、企業にとって魅力的な事業の企画・立案に努めるとともに、丁寧な情報発信を行い、県内の金融機関との委託契約による企業の紹介・マッチング支援など、さらなる働きかけを強化してまいります。今後も、地域の活性化につながる本制度の積極的な活用を推進してまいります。

5点目の「町有地の有効活用」についてです。町有地につきましては、地域の活性化や住民福祉の向上に資する重要な資源であると認識しております。限られた土地を最大限に活かすためには、地域の実情や将来のニーズを踏まえた柔軟な対応が求められます。そのため本町では、民間事業者による利活用をはじめ、公益性のある施設利用、さらには売却や貸付による財源確保など、多角的な視点から検討を進めてまいります。

最後に6点目の「町民への町税の周知」についてです。町民の皆様には税の仕組みを正しくご理解いただくことは、町の健全な財政運営を支えるうえで、極めて重要な要素であると認識しております。税は、町の公共サービスやインフラ整備など、住民生活の根幹を支える財源であり、その意義や使途について町民の皆様に広く周知することは重要なことであると認識しております。

このため、町広報紙や公式ウェブサイトなどを通じて、税の仕組みや使われ方について丁寧に情報発信を行ってまいります。町民の皆様との信頼関係を築きながら、税に対する理解と協力を深めていけるよう、努めてまいります。

次に、歳出を減らす方法について、5点のご提案をいただいておりますので、それぞれ述べさせていただきます。

1点目の「委託料の見直しと削減」および2点目の「負担金、補助金及び、交付金の見直しと削減」についてです。「委託料や負担金等を見直しにつきましては、各業務の内容、

目的、そしてその効果を慎重に精査した上で、可能な限りコストの削減に努めてまいります。

しかしながら、これらの経費の中には、固定的な支出や、それに準ずる性質のものも多く含まれており、予算全体に占める割合も大きいことから、見直しの余地が限られる場合もございます。

こうした事情をご賢察のうえ、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。なお、これらの科目に限らず、予算全体においても常にコスト意識を持ち、限られた財源を有効に活用するため、効果的な予算運用に努めてまいります。

3点目の「再生可能エネルギー活用の再考」についてです。公共施設への太陽光発電設備の導入につきましては、環境負荷の低減という観点からも、国においても積極的に推奨されている施策であり、併せて光熱費の削減による経費節減の面でも効果が期待できるものと認識しております。一方で、導入にあたっては初期投資に相応の費用が必要となることが想定されるため、費用対効果のバランスを十分に考慮しつつ、国や県からの補助制度等の支援内容についても精査したうえで、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

4点目の「環境に優しいごみ処理方法の再啓発」についてです。ごみ処理方法の再啓発につきましては、リサイクルの推進による環境負荷の軽減に加え、排出ごみの減少を通じて、可茂衛生施設利用組合への負担金の削減にも寄与する重要な取り組みであると認識しております。

今後も、町民の皆様への分別の徹底と適正な排出の周知を継続するとともに、「ごみ分別アプリ」の利用促進にも努め、より効果的なごみ処理体制の構築を図ってまいります。

最後に5点目の「健康促進による医療費負担の軽減」についてです。医療費の増加は、町財政においても大きな課題であり、持続可能な制度運営のためには、町民一人ひとりが健康を意識し、医療費の伸びを緩やかにすることが重要でございます。行政といたしましても、引き続き予防・健康づくりの支援に取り組み、医療費の適正化に向けた施策を推進してまいります。

以上、議員のご提案につきまして、私の考えを述べさせていただきました。

今議会におきまして、令和6年度決算に係る各種報告を申し上げたところでございますが、当町の財政状況につきましては、概ね良好であるとの結果でございました。

しかしながら、こうした状況に安堵することなく、今後とも引き続き健全な財政運営に努めてまいる所存でございます。

「コツコツが勝つコツ」という言葉のとおり、日々の小さな取り組みの積み重ねが、やがて町の大きな力となるものと確信しております。今後も、町民の皆様の声を真摯に受け止めながら、川辺町の未来を着実に築いていくことが、町長としての使命であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

◎2番（平岡正男君） 議長、動議。

◎議長（佐伯雄幸君） ただいま、平岡正男議員から動議が出ましたけども、何の動議でしょうか。

◎2番（平岡正男君） 休憩をしてください。トイレ休憩で結構です。

◎議長（佐伯雄幸君） ただいま、平岡議員から休憩動議が出ましたけども、皆様の、賛成の方は挙手してください。手を挙げてください。休憩動議に対しての、賛成の方は手を挙げてください。

（挙手（賛成）なし）

◎議長（佐伯雄幸君） 挙手なしということで、動議をすみません、取り下げます。

◎3番（奥田哲也君） 議長。所見を述べ、質問を終わりたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） 奥田哲也議員に言います。所見は、議員申し合わせでは50文字以内となっておりますので、申し訳ないですけども、先ほどから所見は長過ぎます。だから、今度は簡潔に述べて終わってください。よろしくお願いします。

◎3番（奥田哲也君） 大変失礼いたしました。準備をしてきた原稿が読めなくなりましたんで、とにかく、良い例はどんどん真似をしていただいて結構だと思っておりますので、木下町長の若さゆえの新鮮さ、大胆さ、スピーディーさを持って町政の舵取りをお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐伯雄幸君） これで、奥田哲也君の一般質問を終わります。

◎4番（桜井真茂君） 議長、動議。4番動議。

◎議長（佐伯雄幸君） 4番 桜井真茂議員。内容は何でしょうか。

◎4番（桜井真茂君） はい。先ほど議長が言われた再質問の50文字以内っていうのは、

◎議長（佐伯雄幸君） いや、所見です。

◎4番（桜井真茂君） はい。

◎議長（佐伯雄幸君） 所見は50文字以内って言いました。

◎4番（桜井真茂君） 50文字、所見ね。

◎議長（佐伯雄幸君） はい。

◎4番（桜井真茂君） 50文字以内。これはちょっと私も26年間やっておりますが、初めて聞くんで、その動議と、あと、奥田議員の再質問の内容の、質問の内容の中で、〇〇ドームという固有名詞が出てきました。それを議事録から抹消していただきたいっていうのと、あとは議長の捌きの中で、奥田議員が質問をされて、木下町長が答弁をされる中で、町長の名前を間違えたということに関しての動向でございます。

◎議長（佐伯雄幸君） ただいま桜井議員から3つの動議が出ました。これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手（賛成者）あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 下ろしてください。

賛成者ありということで、この動議は決定しました。

◎4番（桜井真茂君） はい議長、4番。

◎議長（佐伯雄幸君） はい。桜井議員。

◎4番（桜井真茂君） それでは、動議の内容について詳しく述べさせていただきます。動議を取り上げていただきましてありがとうございます。また、同僚議員には賛成をしていただいて、ありがとうございました。

まず、当初、井戸三兼議員の一般質問の通告書の中で、前町長の名前が入っておりました。これ、前町長というふうで、私は、議長がその辺を注意していただき、あえて名前を伏せてですね、やるのが、私は筋だと思います。

それと、奥田議員の質問の中でバンテリンドームという固有名詞が出てきました。これ、固有名詞ですので、議事録を抹消していただきたい。

それとですね、もう1点は、奥田議員の丁寧な質問、聞かせていただきましたが、その中で、町長に向けて質問をされて、さあこれから答弁をするぞというところで、町長の名前をですね、町長になっても5か月経ってるんですよ。それを、議長が指名する時に、前の町長の名前を言うなんてことは御無礼ですよ。それについて謝罪を求めるところでございます。あえて反省の動議は求めませんので、謝罪で結構です。

◎議長（佐伯雄幸君） 2点でよろしいでしょうか。

◎4番（桜井真茂君） 3点です。

井戸三兼議員の、前町長の部分で名前が入って、もう通告書に名前が入ってるんですよ。これを何で精査できなかったんですかっていう。議長の責任ですよ。議長が許可出してるんですから。

◎議長（佐伯雄幸君） まず1点目の、個人名が出ましたけど、プライバシーの保護の観点から、やはり避けるべきと考えますので、これは誠に申し訳ございませんが削除させていただきます。

2点目の、私、前の町長の名前を言ったと言われましたが、僕は「佐藤」と言った覚えがありません。佐伯、「佐伯」って確か言ったはずですよ。申し訳ないですこれは。それは、後刻記録を精査し、もしそれが佐藤であろうが佐伯であろうが、言われていますから、削除させていただきますし、この場を借りて、皆様に誤解をしたこと、誠に不用心でした。すみませんでした。

そして3点目のバンテリンドームの件に関しては、これは企業の、別に風評とか、名誉棄損とか、そういうリスクはないと僕は思っております。けれども、固有名詞が出たということになって、今、動議が出ましたけども、それにつきましても後刻調査を、記録を調査をし、1度削除しますので、よろしく

◎1番（井戸三兼君） 議長、いいですか。

◎議長（佐伯雄幸君） ちょっと待て。

削除させていただきます。

議席番号1番 井戸三兼議員。

◎1番（井戸三兼君） はい。

バンテリンドームというのは、一般に広く使われてるドーム名ですので、それは別に問題ないと思うんですが、どうですか。

◎4番（桜井真茂君） 議長。

◎議長（佐伯雄幸君） 4番 桜井議員。

◎4番（桜井真茂君） あくまでこれは固有名詞なんで。広く使われておろうが、1企業の名前が入っておりますので、これがPRに関わることで、こういう場ではふさわしくないということで、この件について後日、議事録のテープを起こしていただきまして、その点抹消するかどうか議長判断なんで、よろしく願いいたします。

◎議長（佐伯雄幸君） 議長判断として受けましたので、よろしく皆さんお願いいたします。

それではここで、場内換気のため休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。再開時間を１０時４０分といたします。

(休憩 １０：２０～１０：４０)

◎議長（佐伯雄幸君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議席番号８番 石原利春君。

◎８番（石原利春君） 議長より発言の許可が出ましたので、議席番号８番 石原利春です。質問をしたいと思います。

その前に、私、一般質問２点、主要道可児・金山線と、あと、町長の企業誘致トップセールスで２点出しておりましたが、２点目の企業誘致に関する町長のトップセールスについては、答えが、前の質問議員さんとかぶる面がちょっと多々ありましたので、この２点目の質問を願い下げしたいと思いますが、議長さんよろしいでしょうか。

◎議長（佐伯雄幸君） 許可します。

◎８番（石原利春君） ありがとうございます。

それでは質問をいたします。質問名、主要地方道可児・金山線について。回答を求める先、基盤整備課です。

前にも一般質問しましたが、主要地方道可児・金山線工事、川辺町比久見東タウン前から、下吉田川辺大橋区間において残り未完成区間３００ｍほどについて、前回の質問の回答では、土地改良区排水路施設、上下水道管の位置の変更が原因ですぐには工事ができないとの話でしたが、その後の進捗状況についてお尋ねします。

また可茂土木事務所の設計変更により、道路の高低差が変更になるなどの情報もあり、その点についてもお聞かせください。

工事の迂回路となってから少なくとも３年は経過しており、工事があまり進んでいないのが現状です。近くにはこども園もあることや、小学生の通学路として使用され、通学の時間帯には通勤車も多く通るなど交通量も決して少なくはありません。

歩道のない迂回路では、交通事故などの大事故につながることも想定しなくてはなりません。

このような状況を回避すべく、安全面のうえでも早急な工事の完了が重要と考えます。

基盤整備課長はこの件においてどのようにお考えか、またすでに県へどのような要請をしているのかを具体的にお聞かせください。以上です。

◎議長（佐伯雄幸君） 基盤整備課長 西田吉文君。

◎基盤整備課長（西田吉文君） それではお答えします。

「主要地方道可児金山線」の事業は、岐阜県県土整備部の「主要地方道可児金山線・比久見バイパス事業」として比久見地内の工事区間、約１．６ｋｍの事業として進められております。この地域では、通勤時間帯を中心に国道４１号七宗町方面から可児市や美濃加茂市方面への通過車両が多いことに加え、近くに第３こども園や東小学校があることなどから、より安全で安心できる道路として、バイパスの早期完成が強く望まれているところです。

工事の進捗につきましては、国の交付金を活用しながら現場の状況に応じて進められており、議員御承知のとおり、現在、残り約300mのところまで進んでおります。

次に過去2年間の進捗状況につきまして御説明します。

令和5年度は道路工事に支障となる上水道、下水道の移設工事を県から移設補償費を頂いて川辺町にて実施しております。令和6年度は道路工事に支障となる寺洞川の付け替え工事を実施していただきました。

本年度につきましては、道路工事のうち一部の舗装工事を実施していただいております。

今後の予定ですが、約300mの道路工事と、バイパス南端部に位置する東タウン前の国道418号との交差点工事をもって完成となります。現在、発注機関であります可茂土木事務所におきましては、残りの部分の工事費縮減や工期短縮を念頭においた設計変更に着手したと聞いており、事業完了に一步近づいたものと考えております。

なお、事業完了の見通しですが、先に申し上げたように国庫補助を得ながら実施する事業となりますので、国費の配分により進捗が左右されることから、完成年度については具体的には明言することができません。しかしながら比久見バイパス完成は町の悲願でもありますので、予算確保も含め今後も強く要望を続けてまいります。

続きまして、その要望活動について御説明申し上げます。

可児市から下呂市までの可児金山線沿線の自治体で構成します「主要地方道可児金山線改良整備促進期成同盟会」の一員として、川辺町と沿線の市町と一体となって改良促進の要望活動を行っております。また川辺町独自では、県議会議員同席のもと、町からは町長、参事兼上下水道課長及び基盤整備課長が、川辺町議会からは議長及び総務委員長が、可茂土木事務所からは所長、副所長及び課長職がそれぞれ出席する行政懇談会及び現場視察を毎年実施しており、この場において早期完了に向けた予算確保と工事継続について要望しております。

今後も事業の推進にあたり、議員各位の格別なる御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

◎8番（石原利春君） はい、議長。

◎議長（佐伯雄幸君） 石原議員。

◎8番（石原利春君） 所見を述べて終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 石原議員に申し上げます。

先ほど私、所見は50文字以内と奥田議員に申しましたが、所見は、簡潔によりしくお願いいたします。

◎8番（石原利春君） 安全のためにも、少しでも早く開通することを願います。以上です。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で石原利春君の一般質問を終わります。

議席番号7番 市原敬夫君。

◎7番（市原敬夫君） 議長より許可を頂きましたので、川辺町の将来像について町長に質問をいたします。質問が最後になりましたので、同僚議員が既に質問された事項もありますけれども、お許しをいただきたいと思います。

令和7年度予算は、一般会計の総額が57億8千万円。特別会計、企業会計を合わせますと100億2千万円余りの予算が承認され、各事業がスタートをいたしました。

しかし、財政的には非常に厳しく、予算では、将来の財源につながる投資的支出はほとんど見られません。

少子高齢化が進み、人口の1／3を65歳以上の高齢者が占め、今後さらにその比率は高くなることが予想されます。また、漏水事故の発生などから、ライフラインの改修、更新も求められています。併せて、小学校統廃合計画など直面する課題も山積しております。

5月からスタートして、まだ半年にもなりません、木下町長が川辺町のトップとして、5年後、10年後の川辺町をどんな街にしていきたいのか伺いたいと思います。

例えば、具体的に10年後の川辺を「福祉の街」として、福祉政策を充実し、出産、子育てから老後まで安心して生活できる街にするとか。また、企業誘致を積極的に推進し、町内で安心して働ける活力のある街にするとか、目指すべき川辺の将来像についてどのようにお考えかを伺いたいと思います。

非常に厳しい財政の中で、自主財源を増やす政策も重要と考えます。

例えば、学校統廃合後の校舎の活用や、町所有の資産の有効活用についても、その実態を見直し、財源に寄与できる活用の検討も重要ではないかと思います。

そこで、次の質問をいたします。

1つ目、まちの将来像について。5年後、10年後の「ふるさと川辺の姿」をどのような街にしたいとお考えか伺います。

2つ目、財源確保について。町の事業の中で、稼ぐ事業はないか伺います。

例えば、「広報かわべ」に町内企業のPRや求人広告などを掲載してもらい、企業の人手不足対策の支援や町内での雇用の拡大に繋げる。

地域の皆さんの力で、里山に多くの人が来ています。山という点が出来ましたので、川という観光資源を加え、町中へと線で結び、川辺という面にし、登山などで川辺に来られた方に、川辺の良さと、併せて特産品などの販売促進に繋げていく。

さらに登山者に思い出となるよう、花木のオーナーとなってもらい、植樹をしてもらうなど、町全体が稼ぐ事業について町長の考えを伺います。

3番目に、公共施設等の有効活用・跡地利用について。

例えば将来、仮に北小学校が廃校となった場合の空き校舎や、町が所有する資産を有効活用し、将来地域振興につながる施設などの誘致、活用方法について具体的なお考えがあれば伺います。

併せて、6月議会では、積極的にトップセールスをし、企業誘致に努めたいとの発言もありましたが、具体的にどこに工場を誘致するという計画があれば伺いたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） それでは、お答えいたします。

令和7年度の予算につきましては、一般会計で57億8千万円、特別会計および企業会計を合わせて、総額100億2千万円余の規模で承認され、各事業が順次スタートしております。

しかしながら、議員、御指摘のとおり、少子高齢化の進行、ライフラインの改修・更新の必要性、さらには小学校統廃合計画の検証など、町が直面する課題は多岐にわたり、非常に厳しい状況にあると認識しております。これらの課題につきましては、私自身も深刻

に受け止めており、今後の町政運営において、的確かつ着実に対応してまいりたいと考えております。

議員からは、川辺町の将来像について、3つのご質問をいただいておりますので順次お答えします。

まず1点目「まちの将来像について」現時点での私の考えを述べさせていただきます。

本町は、少子高齢化や人口減少といった全国的な課題に直面する中にあっても、地域の特性を活かしながら、持続可能で魅力あるまちづくりを進めていく必要があると考えております。

まず、町全体としては、都市近郊の利便性を活かした「住みよいベッドタウン」としての発展を目指しております。特に、過去30年にわたり人口が微増傾向にある東部および南部地域につきましては、交通アクセスや生活環境に恵まれており、今後も住環境の整った宅地としての整備・推進を図ってまいります。子育て世代や若年層の定住促進に向けた施策も併せて検討し、安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

一方で、軽登山や水上アクティビティなどによる来訪者が多いものの、人口が減少傾向にある北部地域につきましては、観光資源や自然環境を活かした「賑わいのある商工観光の拠点」としての発展を目指してまいります。地域の魅力を発信し、交流人口の拡大を図ることで、地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。

このように、地域ごとの特性を踏まえたエリア分けの方針を取り入れながら、住みよく、賑わいのある、そして町民の皆さまが誇りを持てる魅力的な川辺町の実現に向けて、着実に取り組んでまいります。

今後とも、町民の皆さまの声を丁寧に伺いながら、将来を見据えたまちづくりを進めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の「財源確保について」お答えいたします。

町が自ら収益を生み出す事業の創出は、今後の財政運営において極めて重要な課題であると認識しております。議員からご提案のありました各事業につきましても、その一つの有効な手法であると受け止めております。

広報誌への企業PR掲載につきましては、行政情報の公平・中立な発信という広報誌本来の性格上、慎重な対応が必要であると認識しております。ただし、地域経済の活性化や地元事業者の活動を町民の皆さまに広く周知することは、町としても重要な視点であると考えており、そのため「地域の産業紹介」や「地元で活躍する人・企業」といった企画を通じて、中立的な立場から情報発信を行う方法について、今後検討を進めてまいります。

また、現在多くの方に訪れていただいている里山登山に加え、飛騨川を活かしたSUPやカヌーなどの水上アクティビティの導入を進めることで、本町の自然資源を活かした魅力づくりに取り組んでまいります。観光資源の磨き上げとともに、地域内の回遊性を高め、交流人口の拡大につなげていきたいと考えております。

特産品につきましては、町内飲食店等を掲載した観光マップの作成やホームページでの情報発信に加え、ふるさと納税の返礼品やオンライン販売の拡充を通じて、地域ブランドの確立と販路の拡大を図ってまいります。地元の魅力を広く発信し、地域産業の振興に寄与する取り組みを継続してまいります。

さらに「花木のオーナー制度」につきましては、公共施設や公園緑地、河川敷などに植栽された花木の維持管理費用の一部をご負担いただく仕組みであり、景観の維持向上に資するのみならず、記念樹としての活用や地域への愛着の醸成、住民協働によるまちづくりの推進にもつながる有意義な取り組みであると考えております。将来的な維持管理費の負担も見据えながら、他自治体の事例を参考に、本町の実情に即した制度設計の可能性について検討を進めてまいります。

今後も、地域資源を最大限に活かしながら、持続可能な財源確保の方策を丁寧に積み重ね、町民の皆さまにとって誇りあるまちづくりを着実に進めてまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、3点目の「公共施設等の有効活用・跡地利用について」ですが、議員ご提案のとおり、町が所有する資産の有効活用は、地域振興や財政健全化の観点からも極めて重要な課題であると認識しております。そのため、将来的な地域活性化につながる施設の誘致をはじめ、民間事業者による利活用、さらには売却や貸付による財源確保など、多様な可能性を視野に入れながら、町の実情に応じた活用方法を模索してまいります。

また、企業誘致についてですが、町の将来を見据え、地域経済の活性化や雇用の場の確保は、極めて重要な課題であると認識しております。その一環として、町長自らが先頭に立つ「トップセールス」による企業誘致に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

しかしながら、現時点において、具体的にどの場所に、どのような企業や工場を誘致するかといった明確な計画は持ち合わせておりません。かつては工業団地の整備に向けた構想もございましたが、過去の議会答弁でも申し上げてきたとおり、様々な事情により現在は凍結しており、再開の見通しも現段階では立っていない状況です。

とはいえ、今後の企業誘致に向けては、町の立地条件や地域資源といった特色を活かした戦略の検討を進め、企業のニーズを的確に把握しながら、受け入れ環境の整備や情報発信の強化に努めてまいります。

以上、町の将来像、財源確保、公共施設の活用等について、私の考えを述べさせていただきました。今後も町民の皆様とともに、誇りある川辺町の実現に向けて、着実に歩みを進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

◎7番（市原敬夫君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎7番（市原敬夫君） 2つございますが、私は、町の活性化には、やはり企業誘致が必要であると考えております。

企業誘致によって、財源、関係人口、定住人口にも繋がるというふうに考えております。川辺町の敷地は、川辺町の土地は70%を山林が占め、限られた用地をどう生かすかが重要であり、企業誘致においても大きな工場誘致を準備することは難しいと思います。

そのため、比較的敷地が少なくても済む業種、例えばデザイン関係や、通信環境を良くして、ネットで仕事ができる業種など、現状に即した企業誘致を考えてみたら、と考えますが、いかがでしょうか。

2つ目に、人口減少の中で、高齢者の比率が高くなっており、高齢者の政策も重要と考えます。

元気なお年寄りもたくさんおられます。

私は、この元気な皆さんに働く場を提供することには、お年寄りの生きがいと健康維持に繋がり、福祉政策にも寄与できると考えております。

行政が率先し、そして町内企業の皆さんにも御理解をいただき、高齢者の活躍できる場を進めることについて、どのようにお考えか伺います。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 御質問ありがとうございます。

まず、企業誘致についてでございます。

まずは敷居の低い、中小のネットや通信環境の企業を誘致してはどうかという御提案を頂きました。1つの大きな案として受け止めさせていただきます。

ただし、私の今の考えではございますけれども、まず呼びやすい誘致といたしましては、飲食店であったりとか、小売店であったりとか、町の賑わいに繋がりつつ、かつ出店が、誘致が容易である、こういった、まず小さなところからも進めていきたいと考えております。

続いて、高齢者の働く場、雇用の場ということでございますけれども、こちら御提案いただきました通り、今後のですね、高齢化等を見据えながら、こういった制度、十分に前向きに検討してまいりたいと思いますので、また制度設計の際にはお諮りさせていただこうと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎7番（市原敬夫君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 所見を述べる前に、先ほども言いましたけど、所見は簡潔にお願いいたします。それを許可します。

◎7番（市原敬夫君） 少子高齢化が進む中で、何を活力源として町の活性化を図っていくか。それは重要な課題であります。

今後10年間のベースとなる第6次総合計画を、大所高所からしっかりと見つめ、まちづくりの方向を決めていただきたいと思います。

ふるさと川辺は住みよい街です。

しかし、高齢化が進むことによっていろいろな問題を呈してきます。この難しい環境の中で、町と議会と、そして町民の皆さんの知恵を出し合って、活力のある明日の川辺を作り上げていくことを願い、質問を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で、市原敬夫君の一般質問を終わります。

以上で、全ての一般質問は終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は11時20分といたします。

（休憩 11：08～11：20）

◎議長（佐伯雄幸君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 議案第30号「岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について」から、日程第23 認定第6号「令和6年度川辺町下水道事業会計決算認定について」までを一括議題といたします。ただいま議題といたしました22議案については、先に総務委

員会に審査が付託してありますので、総務委員会委員長から審査の結果並びに経過について報告を求めます。総務委員会委員長 櫻井芳男君。

◎9番（櫻井芳男君） 議長より報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果並びに経過について御報告いたします。

総務委員会に付託されました議案第30号から認定第6号までの審査の結果は、お手元の審査報告書のとおりです。

審査の結果は、審査結果報告書にありますとおり、議案第30号「岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について」、議案第31号「岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について」、議案第32号「岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について」、議案第33号「川辺町副町長定数条例の制定」、議案第34号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、議案第35号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、議案第36号「川辺町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、議案第37号「川辺町水道事業給水条例の一部を改正する条例」、議案第38号「川辺町下水道条例の一部を改正する条例」、議案第39号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議案第40号「令和7年度川辺町一般会計補正予算(第3号)」、議案第41号「令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」、議案第42号「令和7年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、議案第43号「令和7年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、議案第44号「令和7年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号)」、議案第45号「令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算(第2号)」、認定第1号「令和6年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」、認定第2号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第4号「令和6年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第5号「令和6年度川辺町水道事業会計決算認定について」、認定第6号「令和6年度川辺町下水道事業会計決算認定について」の、22議案につきましては、いずれも全会一致で、原案の通り可決及び認定すべきものと決定いたしました。

審査経過につきましては、付託された22議案について、9月9日から審査を開始し、町長及び担当課長等の出席を求め、それぞれの案件について慎重に審査を行いました。各課から担当する議案ごとに説明を受け、延べ59件あまりの、質疑に対する応答等を行いました。

9月12日に討論、採決を行った結果、報告書にありますとおり、いずれについても全会一致で、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定した次第です。

以上、総務委員会の審査報告を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 御苦勞様でございました。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。これより案件ごとに議題としてまいります。

議案第３０号「岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３０号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３０号「岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第３１号「岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３１号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３１号「岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第３２号「岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３２号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３２号「岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第３３号「川辺町副町長定数条例の制定」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３３号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３３号「川辺町副町長定数条例の制定」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第３４号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３４号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３４号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第３５号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３５号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３５号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第３６号「川辺町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３６号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３６号「川辺町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第３７号「川辺町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３７号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号「川辺町水道事業給水条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第38号「川辺町下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号「川辺町下水道条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第39号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号「令和7年度川辺町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「令和7年度川辺町一般会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号「令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４１号「令和７年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第４２号「令和７年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４２号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４２号「令和７年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第４３号「令和７年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第２号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４３号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４３号「令和７年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第２号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第４４号「令和７年度川辺町水道事業会計補正予算（第２号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４４号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４４号「令和７年度川辺町水道事業会計補正予算（第２号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第４５号「令和７年度川辺町下水道事業会計補正予算（第２号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４５号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４５号「令和７年度川辺町下水道事業会計補正予算（第２号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、認定第1号「令和6年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告の通り認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号「令和6年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第2号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第3号「令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号「令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第4号「令和6年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号「令和6年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第5号「令和6年度川辺町水道事業会計決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり、認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号「令和6年度川辺町水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第6号「令和6年度川辺町下水道事業会計決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号「令和6年度川辺町下水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

本定例会開催中に、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による本会議の会期日程と議会の運営に関する事項についての、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し議題とすることに決定しました。

資料を配りますので、しばらくお待ちください。

(資料配布)

追加日程第1「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について「閉会中の継続調査」の申出がありました。申出書の朗読は省略します。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長に挨拶を頂きます。町長 木下宙君。

◎町長(木下宙君) 議員の皆様には、9月9日から本日19日までの会期中、慎重かつ建設的な御審議を賜り、提出いたしました全ての議案につきまして御可決いただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

頂きました御意見や御提案については、しっかりと受け止め、今後の町政運営に反映してまいります。

また、来月 10 月 19 日には、KAWABE MOUNTAIN FES. FUMOTO を開催予定です。当日は、町内外から多くの皆様にお越しいただけるよう、現在準備を進めております。議員の皆様にもぜひ御参加いただき、共に盛り上げていただければ幸いです。

今後とも、町政の円滑な運営と、町の更なる発展に向け、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長（佐伯雄幸君） これをもちまして、令和 7 年第 3 回定例会を閉会といたします。

（閉会 11：55）